

むつ市用途地域等見直し

見直し原案説明会

テーマ:用途地域、都市計画道路、臨港地区見直し原案について

平成22年11月24日

# 用途地域について

◆用途地域は、都市計画が定める地域地区のうち最も基礎的なもので、住居系、商業系、工業系による建築物の規制・誘導を行い、居住環境の保護や都市機能の維持、増進を図るために定めます。

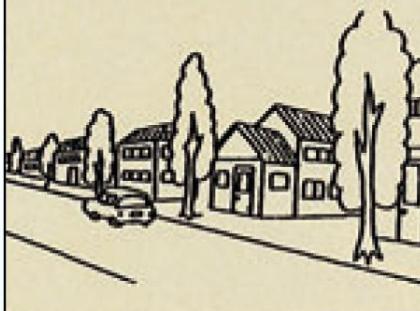
②、④は現在、指定なし

- |               |         |
|---------------|---------|
| ①第一種低層住居専用地域  | ⑦準住居地域  |
| ②第二種低層住居専用地域  | ⑧近隣商業地域 |
| ③第一種中高層住居専用地域 | ⑨商業地域   |
| ④第二種中高層住居専用地域 | ⑩準工業地域  |
| ⑤第一種住居地域      | ⑪工業地域   |
| ⑥第二種住居地域      | ⑫工業専用地域 |

# 建築物の用途制限 その1

参考:『青森県の都市計画』

第一種低層住居専用地域



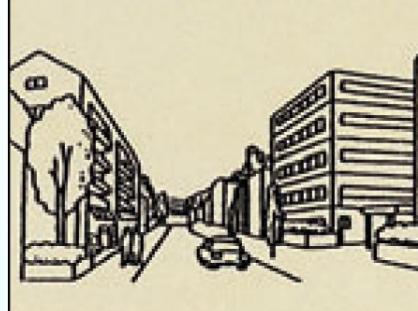
低層住宅の良好な環境を守るために地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



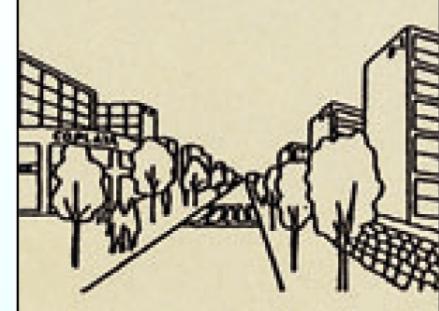
主に低層住宅の良好な環境を守るために地域です。小学校などのほか、150m<sup>2</sup>までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



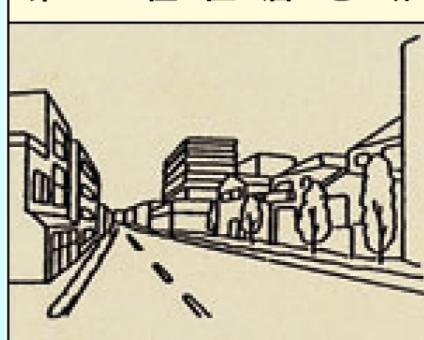
中高層住宅の良好な環境を守るために地域です。病院、大学、500m<sup>2</sup>までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地



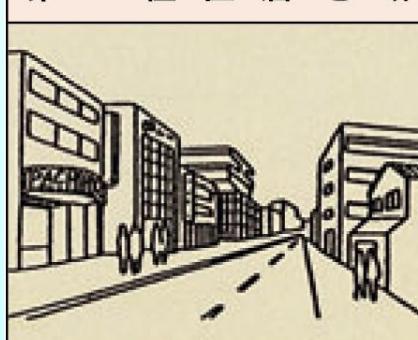
主に中高層住宅の良好な環境を守るために地域です。病院、大学などのほか、1,500m<sup>2</sup>までの一定のお店や事務所などが建てられます。

第一種住居地域



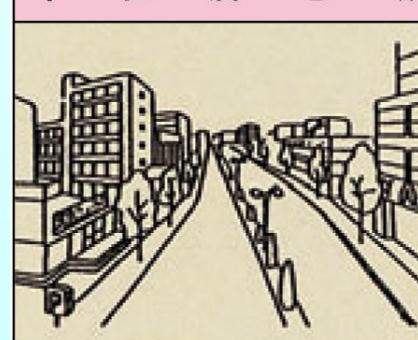
住居の環境を守るために地域です。3,000m<sup>2</sup>までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るために地域です。店舗、事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

住居系  
用途地域

# 建築物の用途制限 その2

参考:『青森県の都市計画』



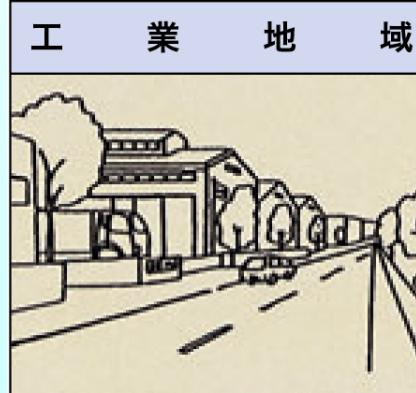
近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。



主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

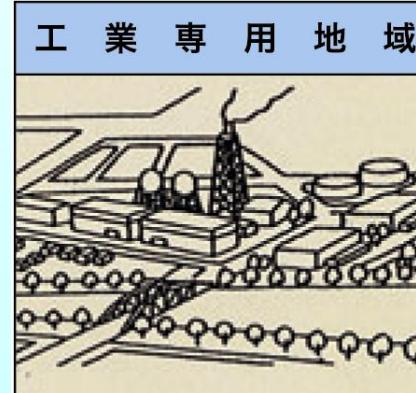


銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。



主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

## 商業系 用途地域



専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

## 工業系 用途地域





# 用途地域の変更

- ◆むつ市の用途地域に関して、商業地、工業地の住宅地への土地利用転換、むつ市都市計画マスター プランの方針及び住環境の保護を考慮して、適正な土地利用を図るため原案をとりまとめました。
- ◆原案作成に際しては、素案説明会や意見募集を通じていただいた意見を参考に、内容を見直してと りまとめています。

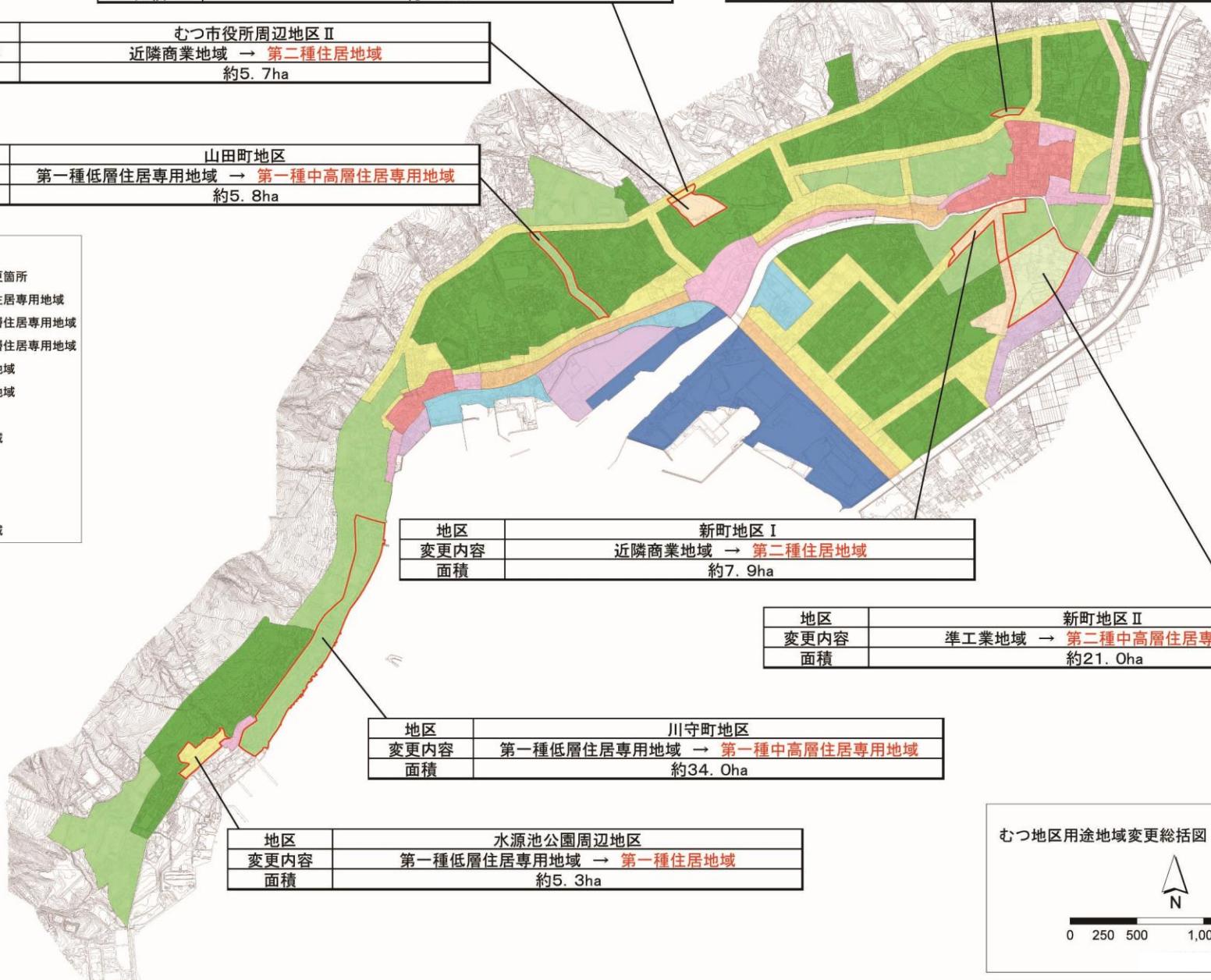
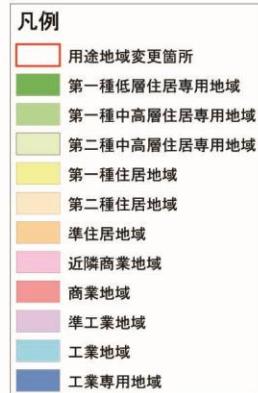
# むつ地区用途地域変更総括図(むつ市決定)(原案)

地区	むつ市役所周辺地区 I
変更内容	近隣商業地域 → 第一種住居地域
面積	約1.0ha

地区	柳町二丁目地区
変更内容	第一種低層住居専用地域 → 第一種中高層住居専用地域
面積	約1.0ha

地区	むつ市役所周辺地区 II
変更内容	近隣商業地域 → 第二種住居地域
面積	約5.7ha

地区	山田町地区
変更内容	第一種低層住居専用地域 → 第一種中高層住居専用地域
面積	約5.8ha

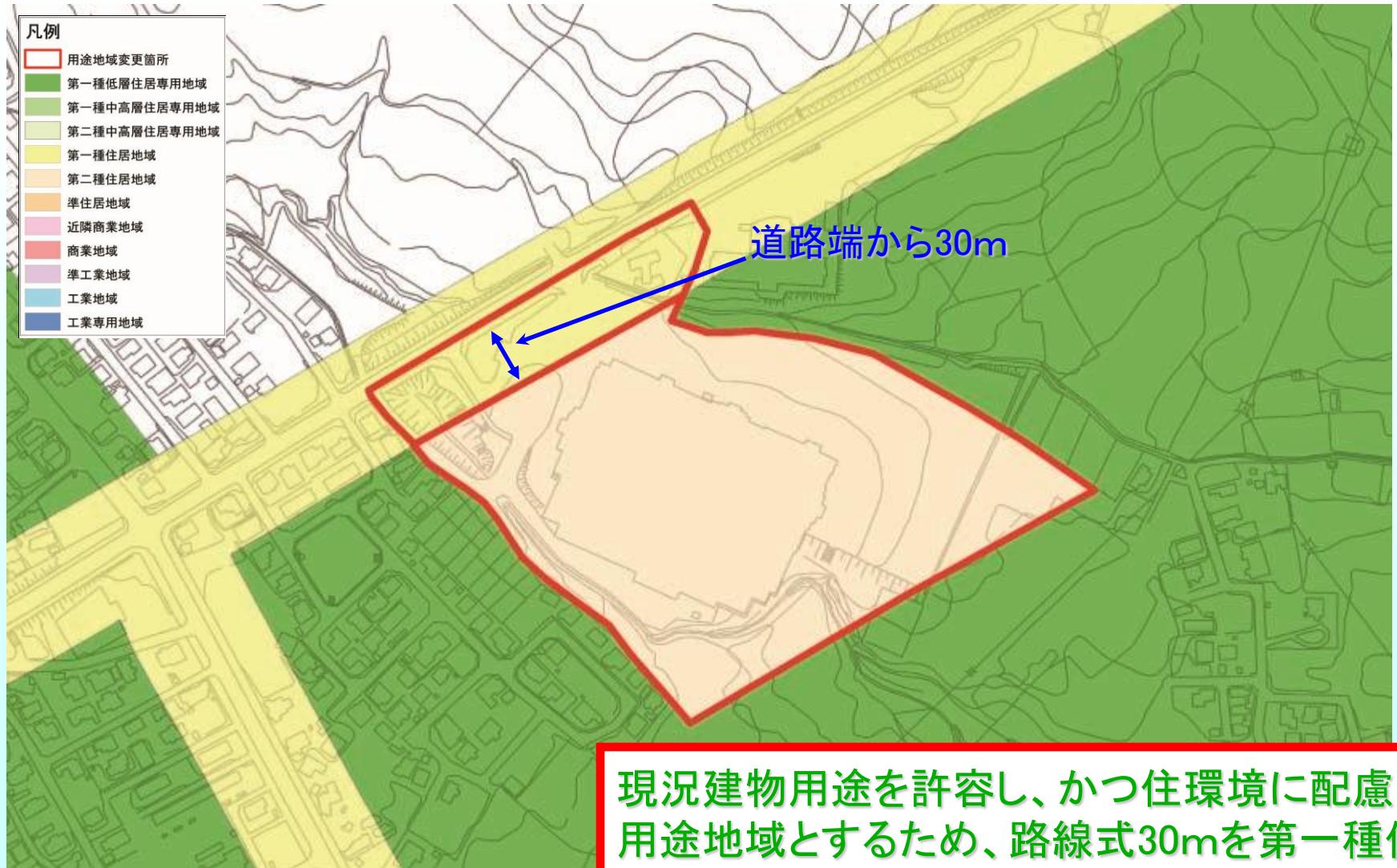


むつ地区用途地域変更総括図(むつ市決定)(原案)



0 250 500 1,000 1,500 メートル

# むつ市役所周辺地区Ⅰ、Ⅱ



凡例
用途地域変更箇所
第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域

# 柳町二丁目地区

用途境界から50m

田名部地区の中心市街地に隣接しており、周辺の幹線道路沿道に第一種住居地域が路線式30mで指定されている。その第一種住居地域の後背に広がる第一種低層住居専用地域の住環境を保全するために、緩衝帯機能を有する住居系の用途地域が必要となる。以上より、路線式50mを第一種中高層住居専用地域に指定する。

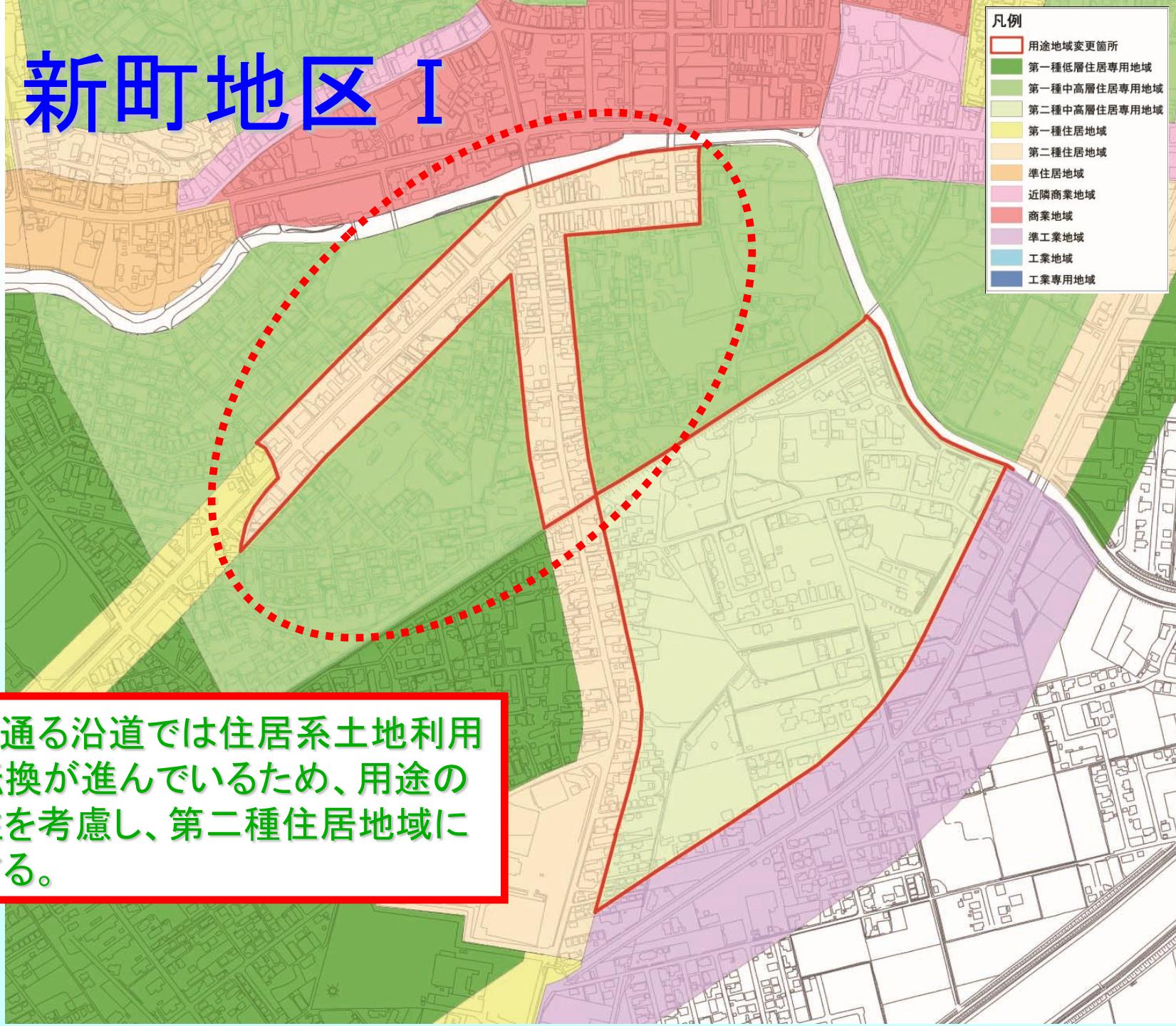
# 山田町地区



## 凡例

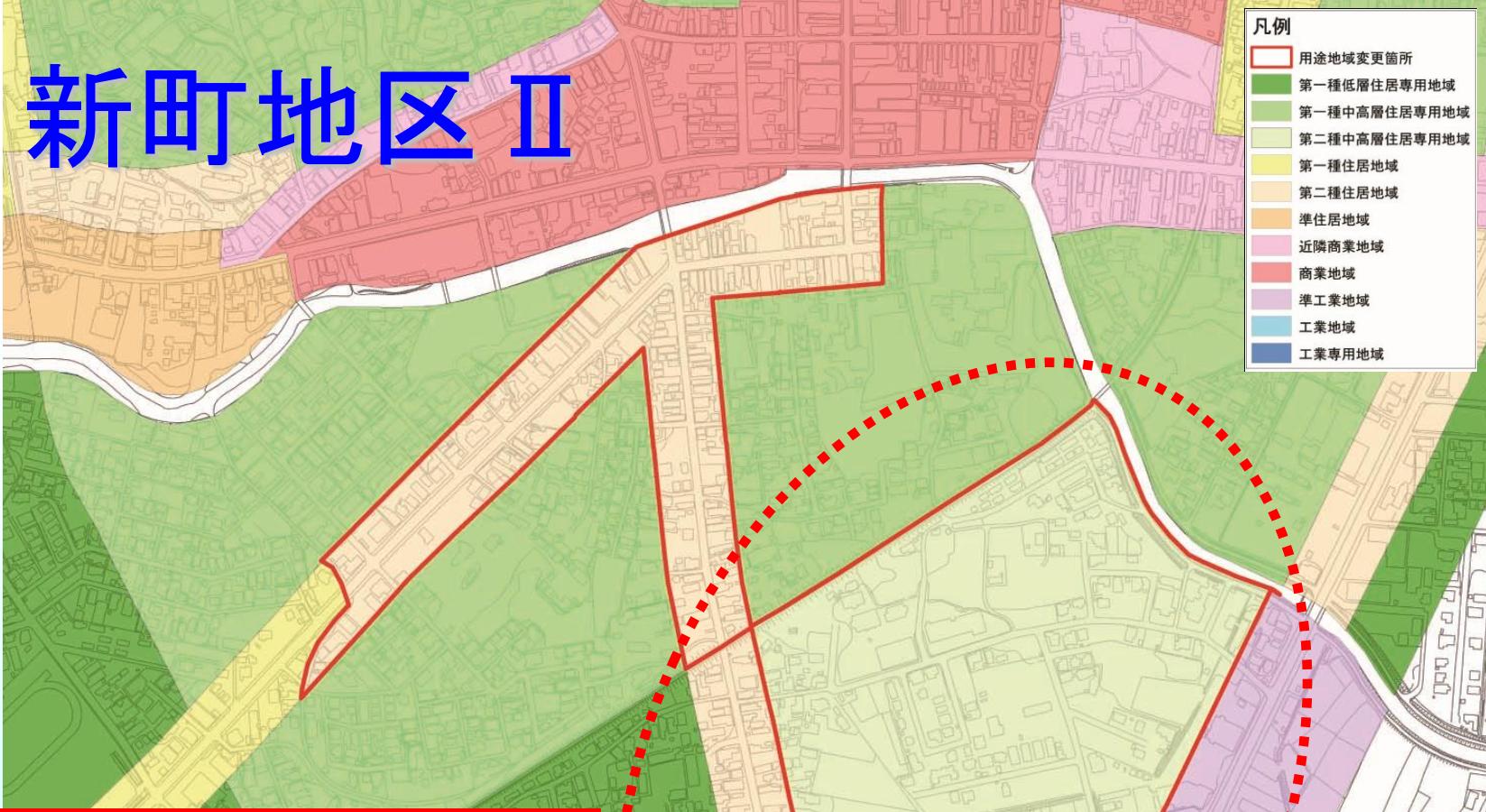
用途地域変更箇所
第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域

# 新町地区 I



南北を通る沿道では住居系土地利用への転換が進んでいるため、用途の連続性を考慮し、第二種住居地域に指定する。

# 新町地区Ⅱ



むつ市都市計画マスターplanの方針から商業系土地利用を展開すべきでない地区であることから、現況建物用途を許容し、かつ住環境に配慮した用途地域とするため、第二種中高層住居専用地域に指定する。

凡例

- 用途地域変更箇所
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

道路端から40m

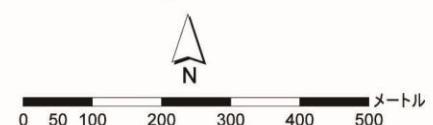
## 凡例

用途地域変更箇所
第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域

# 川守町地区

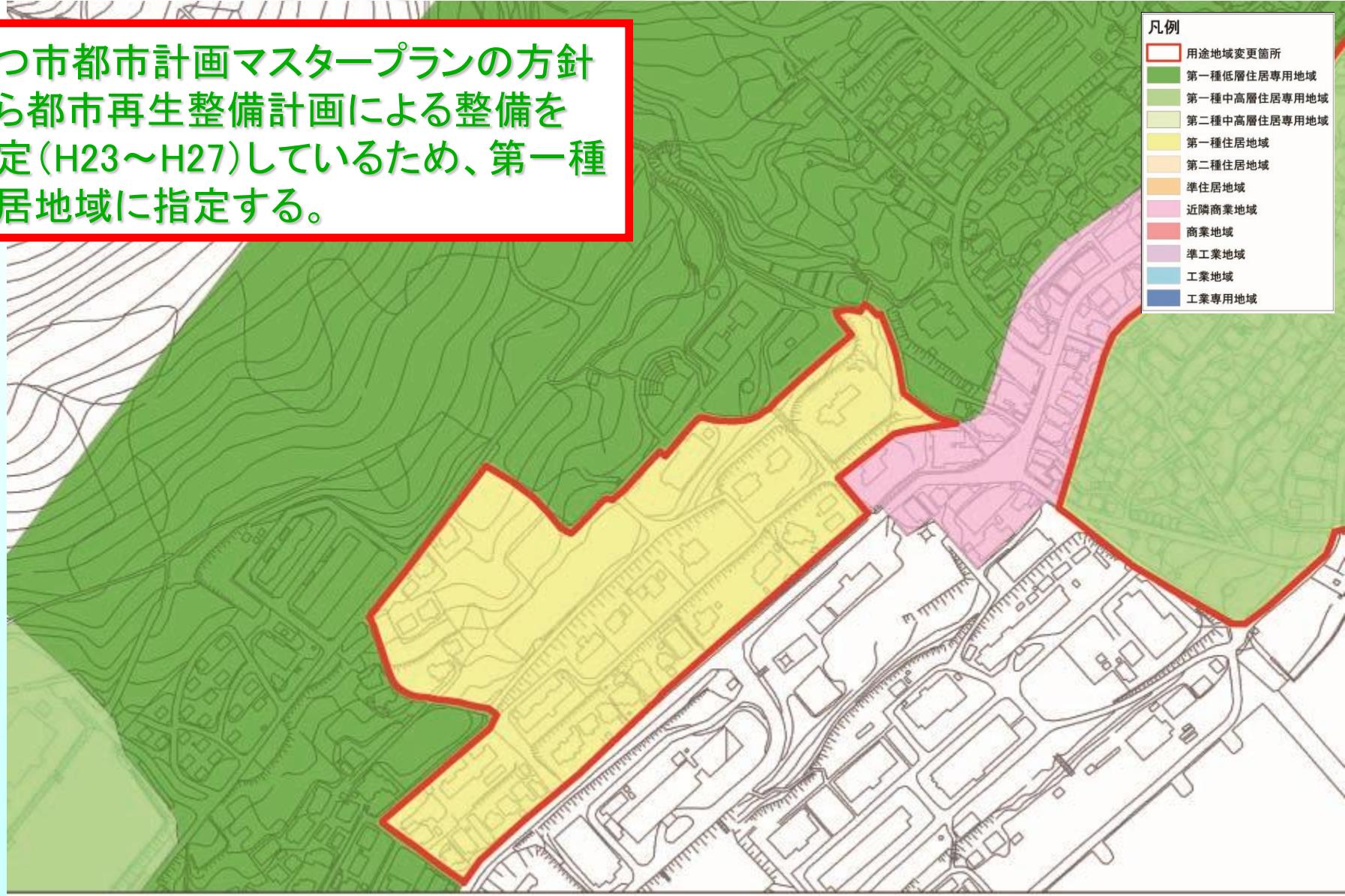
むつ市都市計画マスタープランの方針から歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、小規模な商業施設を許容し、かつ住環境に配慮した用途地域とするため、第一種中高層住居専用地域に指定する。

むつ地区用途地域変更計画図（むつ市決定）（原案）  
むつ 1



# 水源池公園周辺地区

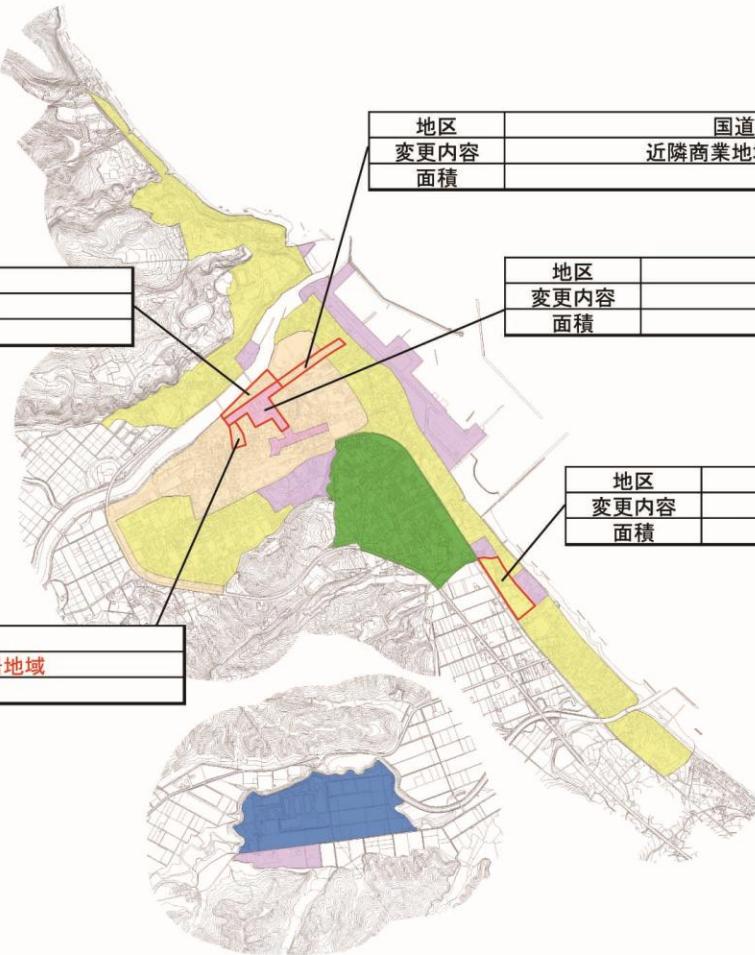
むつ市都市計画マスタープランの方針  
から都市再生整備計画による整備を  
予定(H23～H27)しているため、第一種  
住居地域に指定する。



# 大畠地区用途地域変更総括図(むつ市決定)(原案)

## 凡例

<span style="color:red">■</span>	用途地域変更箇所
<span style="color:green">■</span>	第一種低層住居専用地域
<span style="color:yellow">■</span>	第一種住居地域
<span style="color:orange">■</span>	第二種住居地域
<span style="color:pink">■</span>	近隣商業地域
<span style="color:purple">■</span>	準工業地域
<span style="color:blue">■</span>	工業専用地域



大畠地区用途地域変更総括図（むつ市決定）（原案）

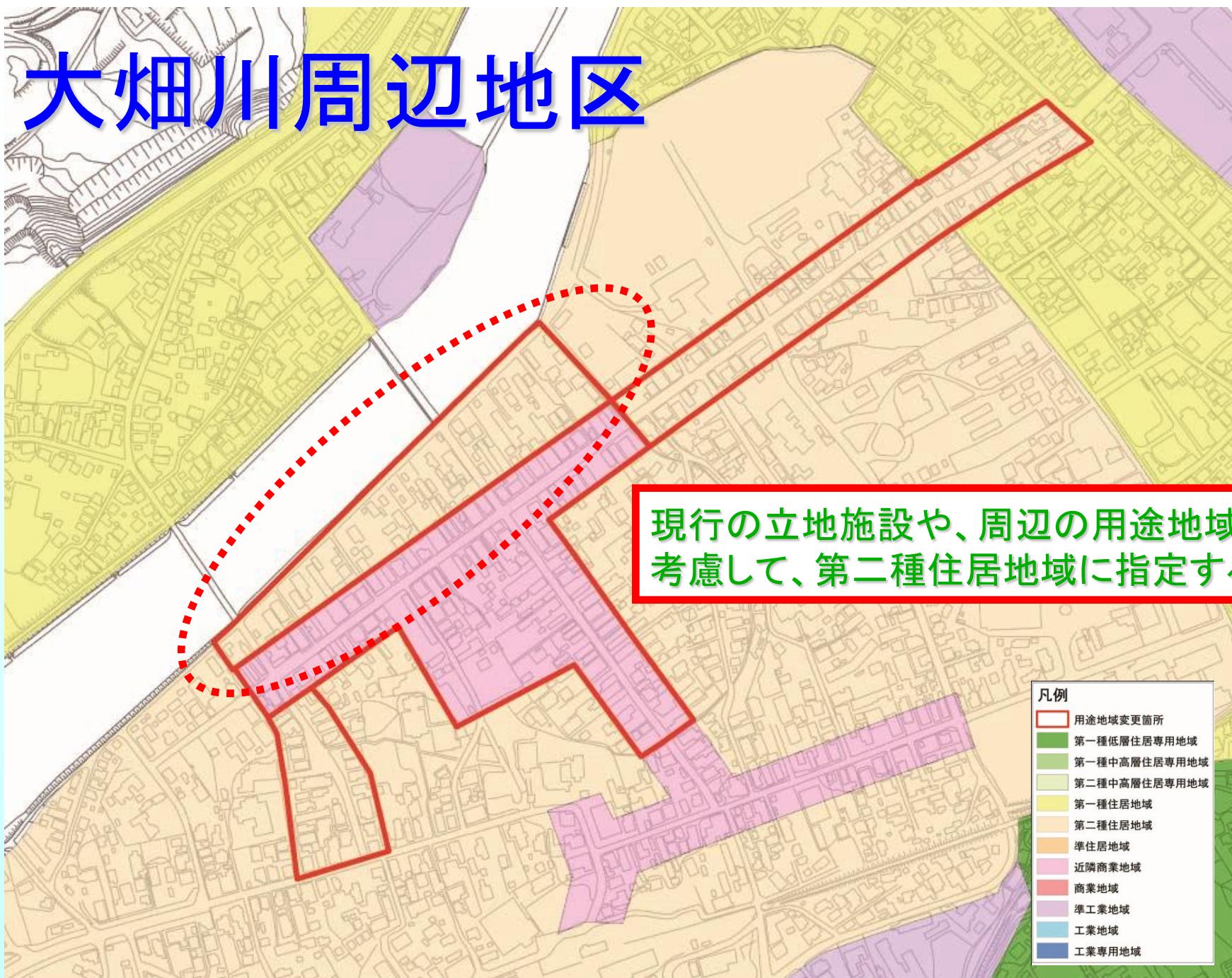


0 250 500 1,000 1,500 メートル

# 国道279号沿道地区

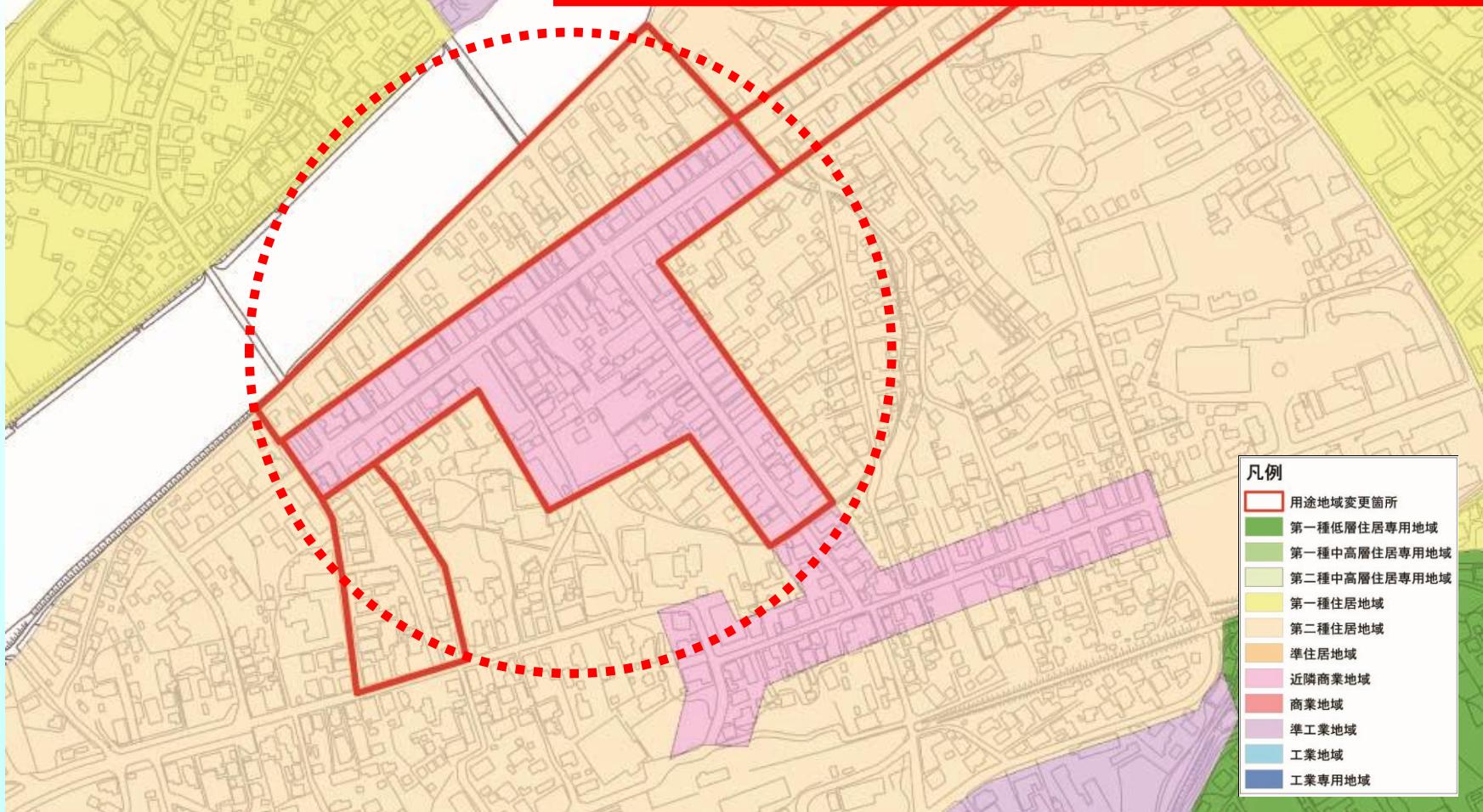


# 大畠川周辺地区



# 新町地区 I

現行の立地施設、むつ市都市計画マスターplanでの商業・交流拠点としての将来像を考慮し、近隣商業地域に指定する。

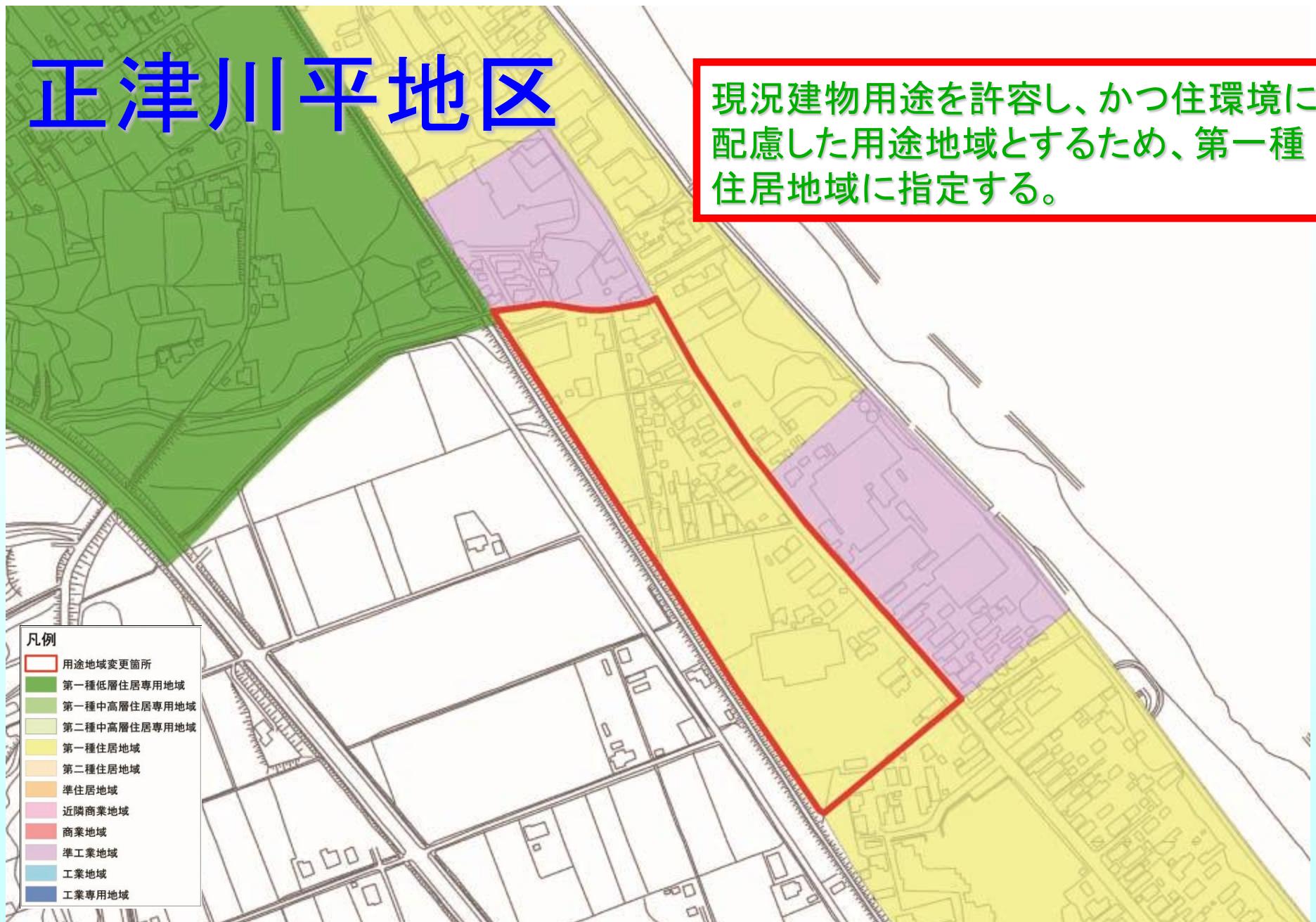


# 新町地区Ⅱ



# 正津川平地区

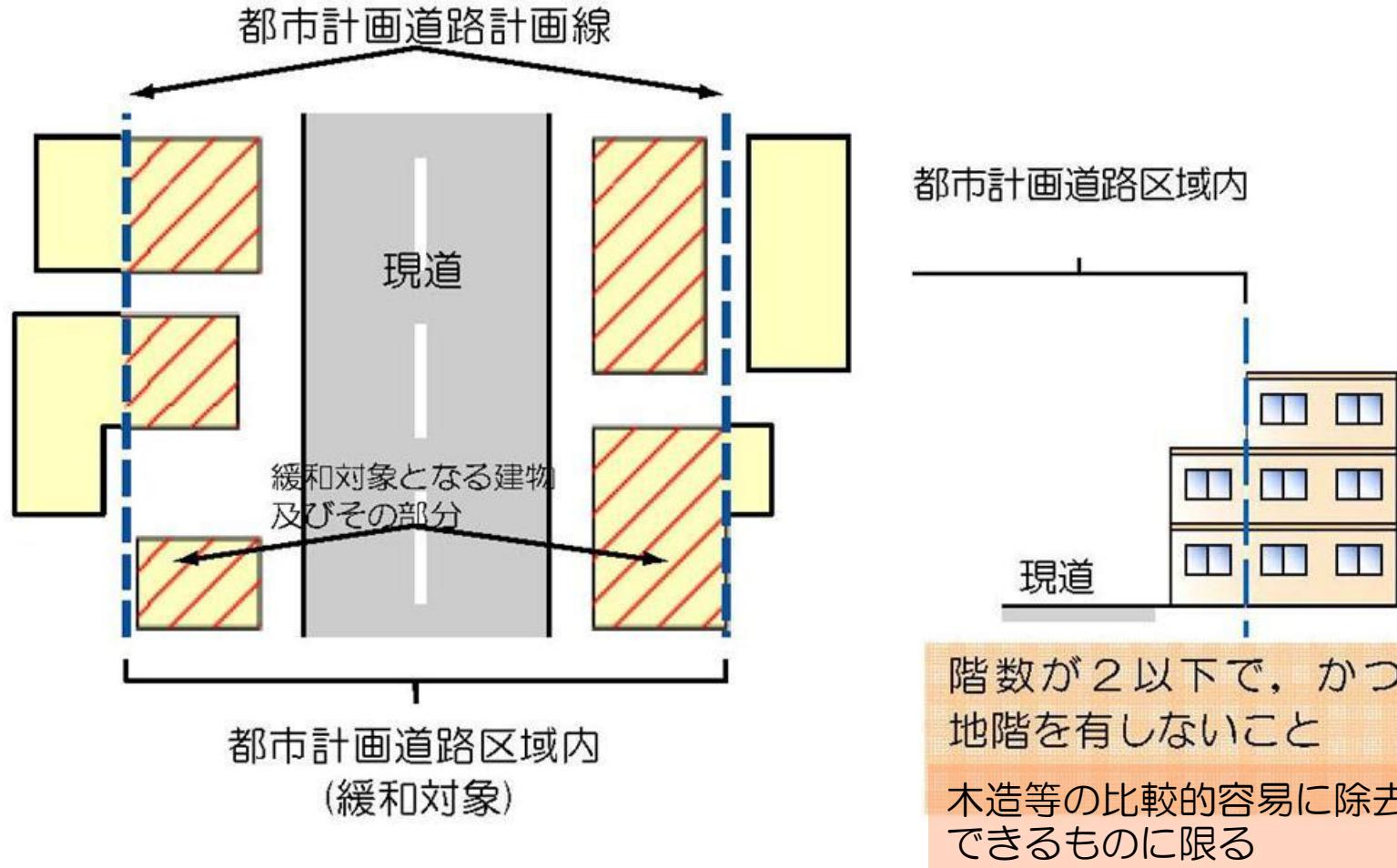
現況建物用途を許容し、かつ住環境に配慮した用途地域とするため、第一種住居地域に指定する。



# 都市計画道路について

- ◆ 都市計画道路は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法にもとづいて決定された道路で、都市に必要な道路の建設を円滑に行うため、事前にルートを示すとともに、道路予定地内において、比較的容易に移転、除去できるもの（階数2階以下でかつ木造等）以外の建築制限を行うものです。（都市計画法第53条による制限）
- ◆ 都市計画道路はその種別や規模により、県決定（国道、県道、市道等のうち4車線以上）と市決定（市道等のうち4車線未満）に区分されます。

# 都市計画道路の建築制限



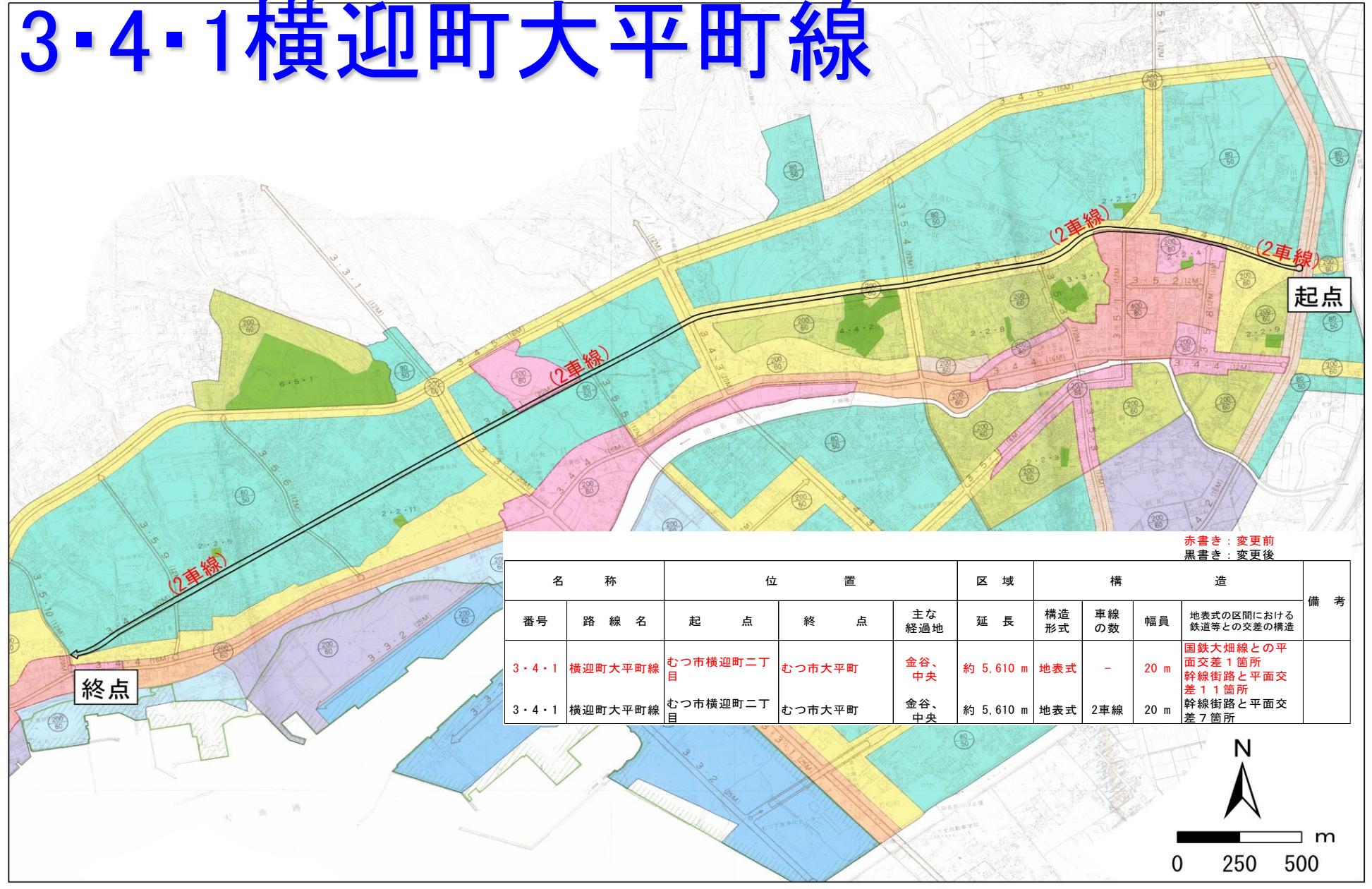
参考：青森県資料

# 都市計画道路の変更

- ◆むつ市都市計画マスターplan、むつ市都市計画基礎調査等のデータをもとに、都市計画区域における土地利用を考慮して、都市機能の維持を図るために既存道路を利活用した街路網を検討し、原案をとりまとめました。
- ◆また、都市計画道路見直しガイドラインに従って、長期間着手していない路線について、今後の整備可能性を検討して原案に反映しています。
- ◆市決定に関する道路について説明します。



# 3・4・1横迎町大平町線



## 凡 例

廃止路線（区間）

赤書き：変更前  
黒書き：変更後

名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
3・4・3	金曲金谷線	むつ市金曲一丁目	むつ市金谷二丁目	海老川町	約 2,760 m	地表式	-	20 m	国鉄大糸線との平 面交差 1箇所 幹線街路と平面交 差 6箇所	
3・4・3	金曲金谷線	むつ市金曲一丁目	むつ市金谷二丁目	海老川町	約 2,520 m	地表式	2車線	20 m	幹線街路と平面交 差 6箇所	

①終点から廃止起点方向

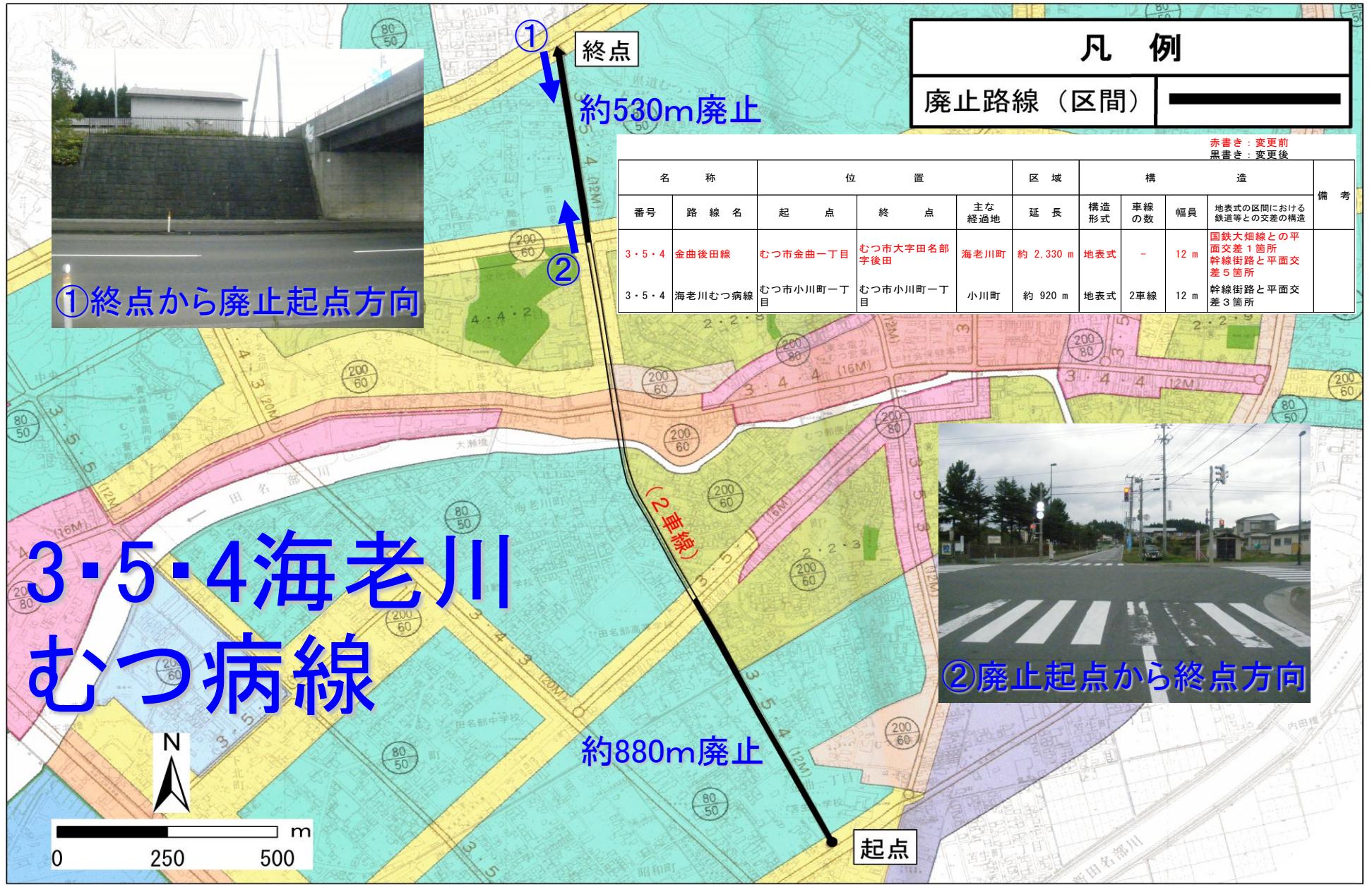
3・4・3金曲  
金谷線

起点

②廃止起点から終点方向

0 250 500 m

N



## 凡 例

廃止路線（区間）



終点



①終点から起点方向



②田名部川左岸から  
終点方向



③起点から終点方向

# 3・5・5昭和町 杉の木線(廃止)

N

0 250 500 m

名 称				位 置		区 域	構 造				備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間ににおける 鉄道等との交差の構造		
3・5・5	昭和町杉の木線	むつ市緑町	むつ市中央一丁目	緑町	約 2,260 m	地表式	-	12 m	国鉄大船線との平面 交差 1箇所 幹線街路と平面交 差 5箇所		

起点

## 凡 例

廃止路線（区間）



赤書き：変更前  
黒書き：変更後

構 造 造									備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	
3・5・6	大平町山田線	むつ市大平町	むつ市文京町	山田町	約 900 m	地表式	-	12 m	幹線街路と平面交差3箇所
3・5・6	-	-	-	-	-	-	-	-	-



①終点側から起点方向



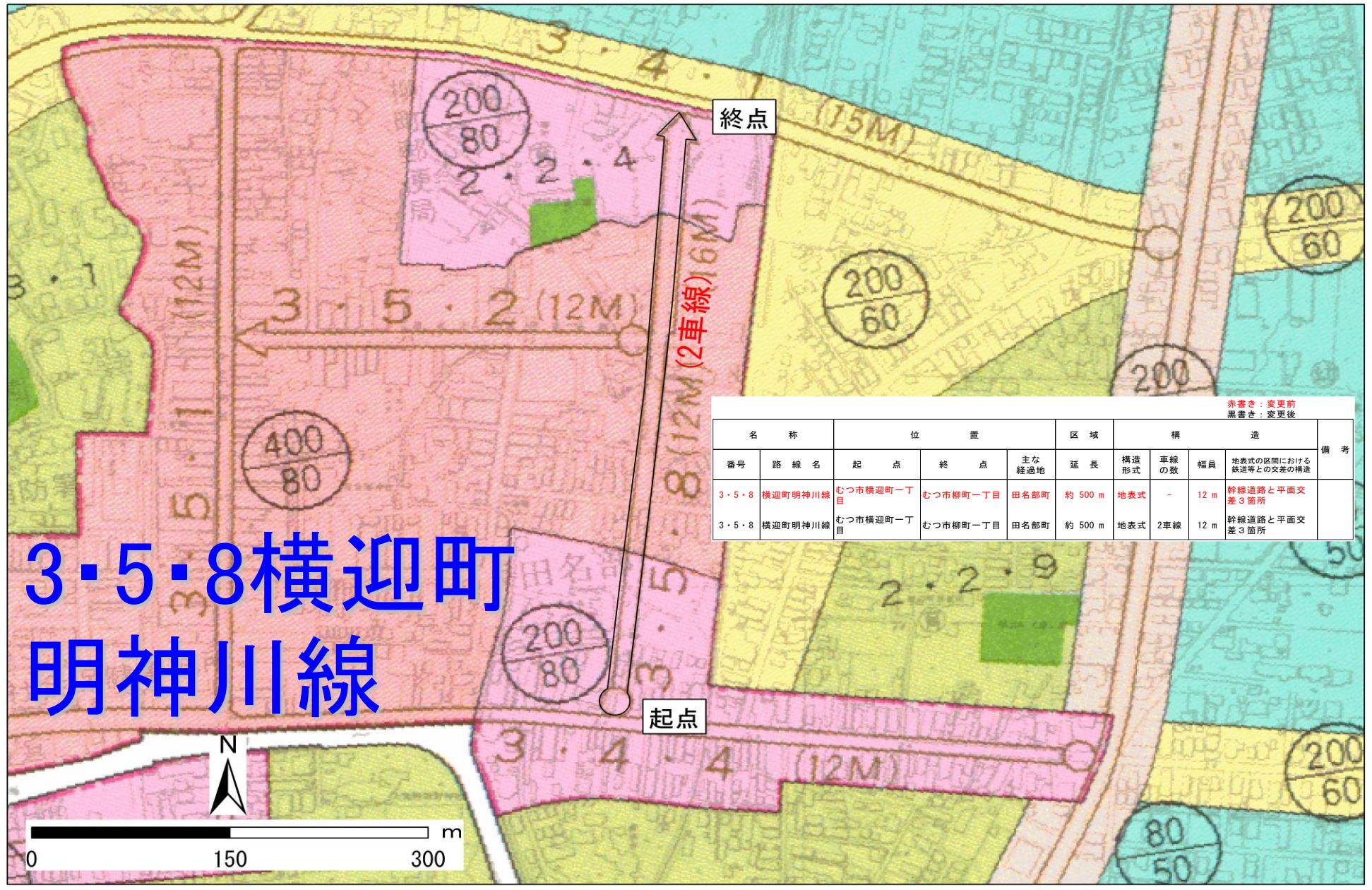
②起点から終点方向

# 3・5・6大平町 山田線(廃止)



0 150

m





## 凡 例

廃止路線（区間）



①終点から起点方向



# 3・5・10大湊駅前線

赤書き：変更前  
黒書き：変更後

名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造 形式	車 線 の数	幅員	地表式の区間ににおける 鉄道等との交差の構造	
3・5・10	大平町大湊新町 線	むつ市大湊新町	むつ市大湊新町		約 590 m	地表式	-	12 m	幹線道路と平面交 差3箇所	
3・5・10	大湊駅前線	むつ市大湊新町	むつ市大湊新町	大湊新町	約 80 m	地表式	2車線	12 m	幹線道路と平面交 差1箇所	



0 50 100 m



②起点側から終点方向

(2車線)

起点

## 凡 例

廃止路線（区間）



赤書き：変更前  
黒書き：変更後

名 称 位 置 区 域 構 造										備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造 形式	車 線 の 数	幅員	地表式の区間ににおける 鉄道等との交差の構造	
3・5・11	大湊浜町八森線	むつ市大湊浜町	むつ市大湊浜町	大湊浜町	約 360 m	地表式	-	12 m	幹線街路と平面交 差 2箇所	
3・5・11	大湊浜町八森線	むつ市大湊浜町	むつ市大湊浜町	大湊浜町	約 260 m	地表式	2車線	12 m	幹線街路と平面交 差 1箇所	



# 3・5・11大湊 浜町八森線



0 50 100 m

(2車線)

①

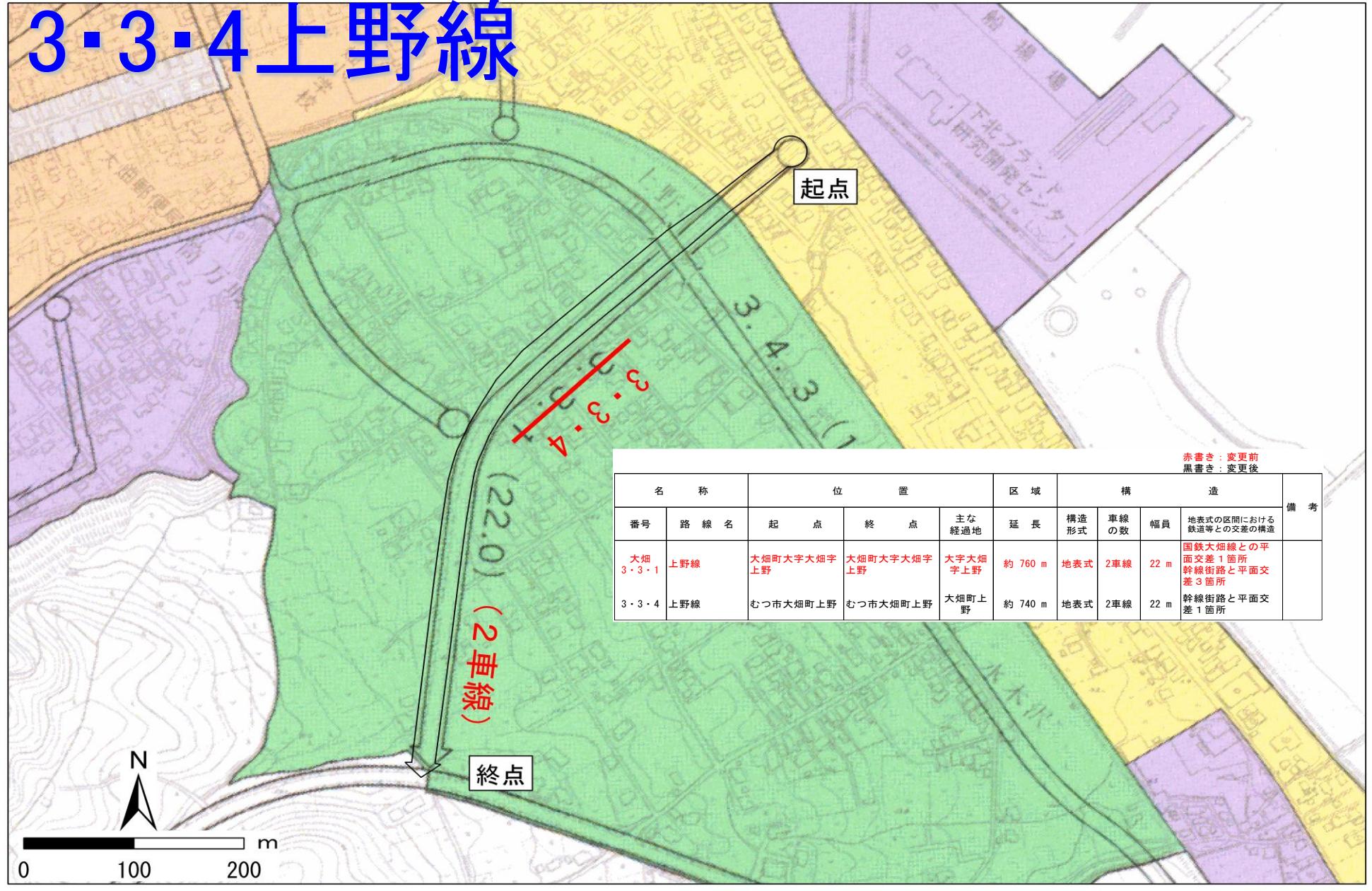
起点

約100m廃止





# 3・3・4上野線



# 3・4・8大畠本町 松ノ木線

凡例

廃止路線（区間）



②廃止終点から起点方向

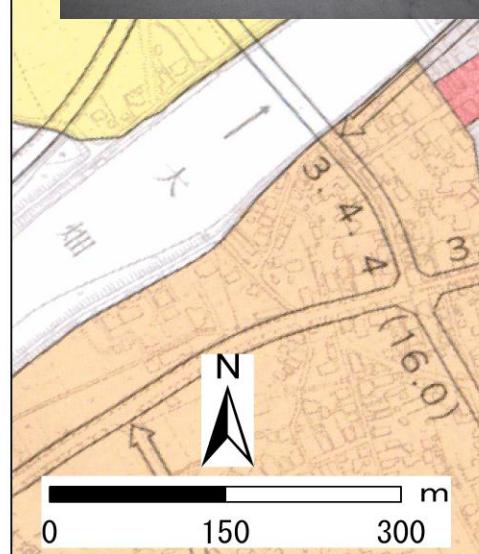


終点

名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	
3・4・8	大畠 3・4・1 湊松ノ木線	大畠町大字大畠字 湊	大畠町大字大畠字 松ノ木	大字大畠 字本町	約 1,770 m	地表式	-	19 m	赤書き：変更前 黒書き：変更後 幹線街路と平面交差 5箇所
3・4・8	大畠本町松ノ木 線	むつ市大畠町本町	むつ市大畠町松ノ木	大畠町 松ノ木	約 880 m	地表式	2車線	19 m	幹線街路と平面交差 1箇所

0 150 300 m

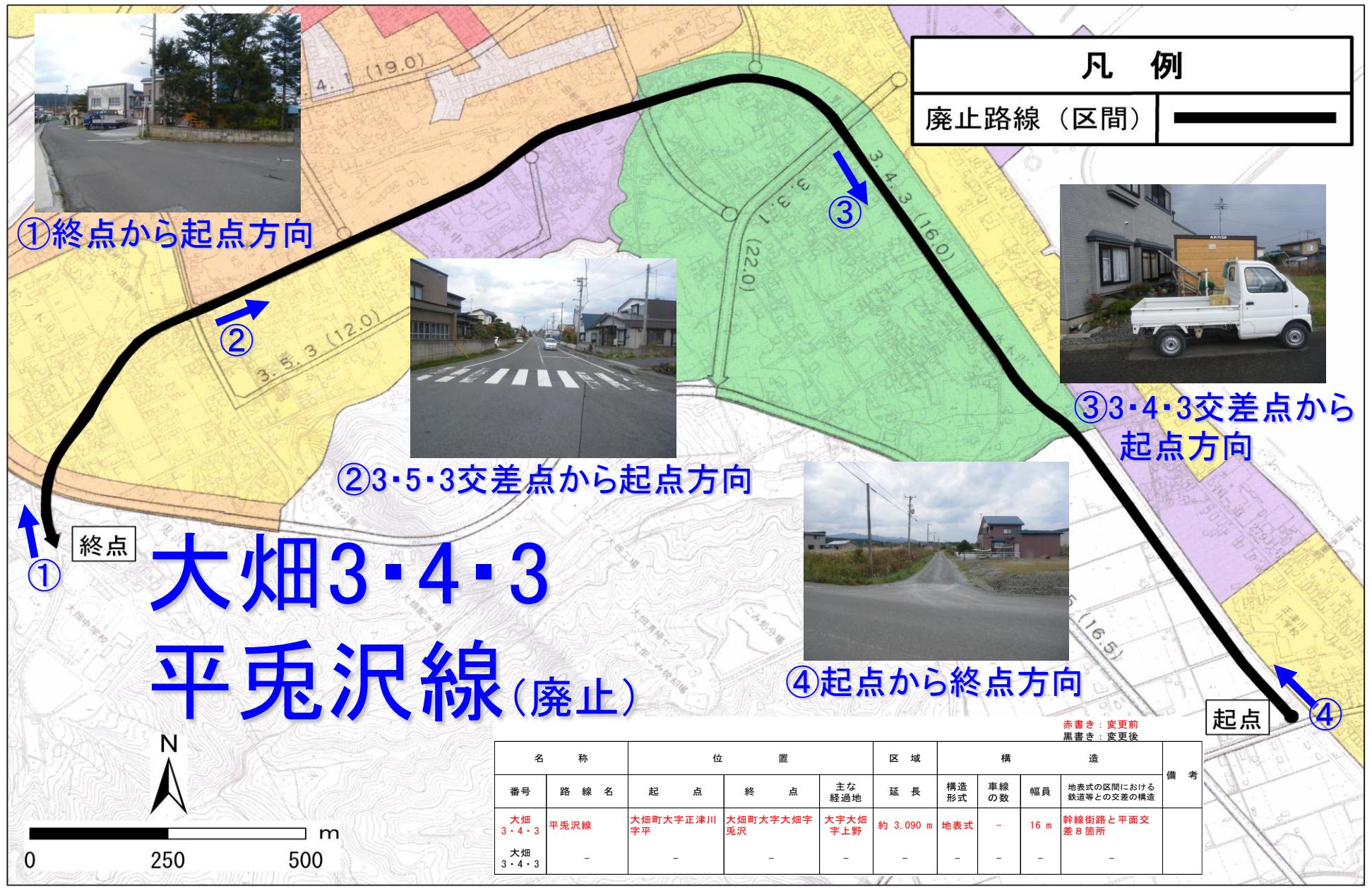
# 大畠3・4・2 上野湊線(廃止)



凡 例	
廃止路線（区間）	

番号	路線名	位 置			区域	構 造			備 考
		起 点	終 点	主な 経過地		構造 形式	車線 の数	幅員	
大畠 3・4・2	上野湊線	大畠町大字大畠字 上野	大畠町大字大畠字 湊	大字大畠 字中島	約 1,330 m	地表式	-	19 m	赤書き：変更前 黒書き：変更後 国鉄大畠線との平 面交差 1箇所 幹線街路と平面交 差 5箇所
大畠 3・4・2	-	-	-	-	-	-	-	-	





## 凡 例

廃止路線（区間）

赤書き：変更前  
黒書き：変更後

名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	備 考
大畠 3・4・4	本町湯坂下線	大畠町大字大畠字 本町	大畠町大字大畠字 湯坂下	大字大畠 字新町	約 670 m	地表式	-	16 m	幹線道路と平面交 差 4箇所
大畠 3・4・4	-	-	-	-	-	-	-	-	

終点



①終点から起点方向

大畠3・4・4  
本町湯坂下線(廃止)



0 50 100 m

起点

③

②大畠川右岸から  
終点方向

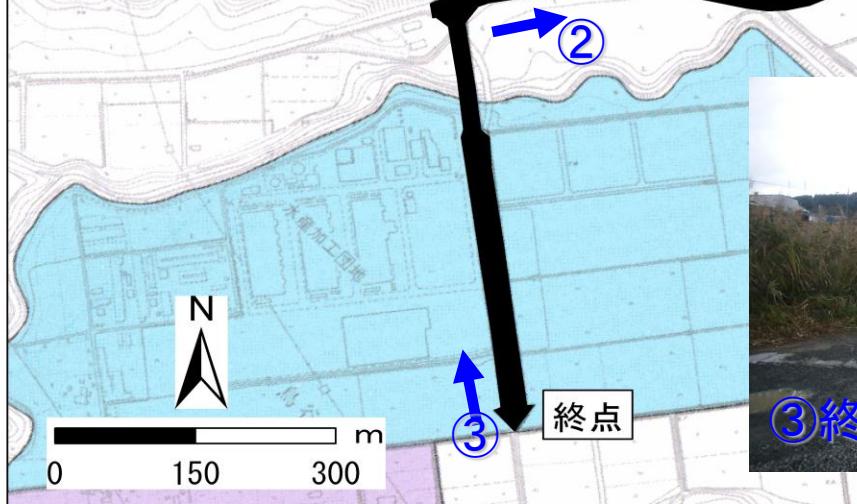


③起点から終点方向



# 大畠3・5・1

## 平鳥谷場線(廃止)



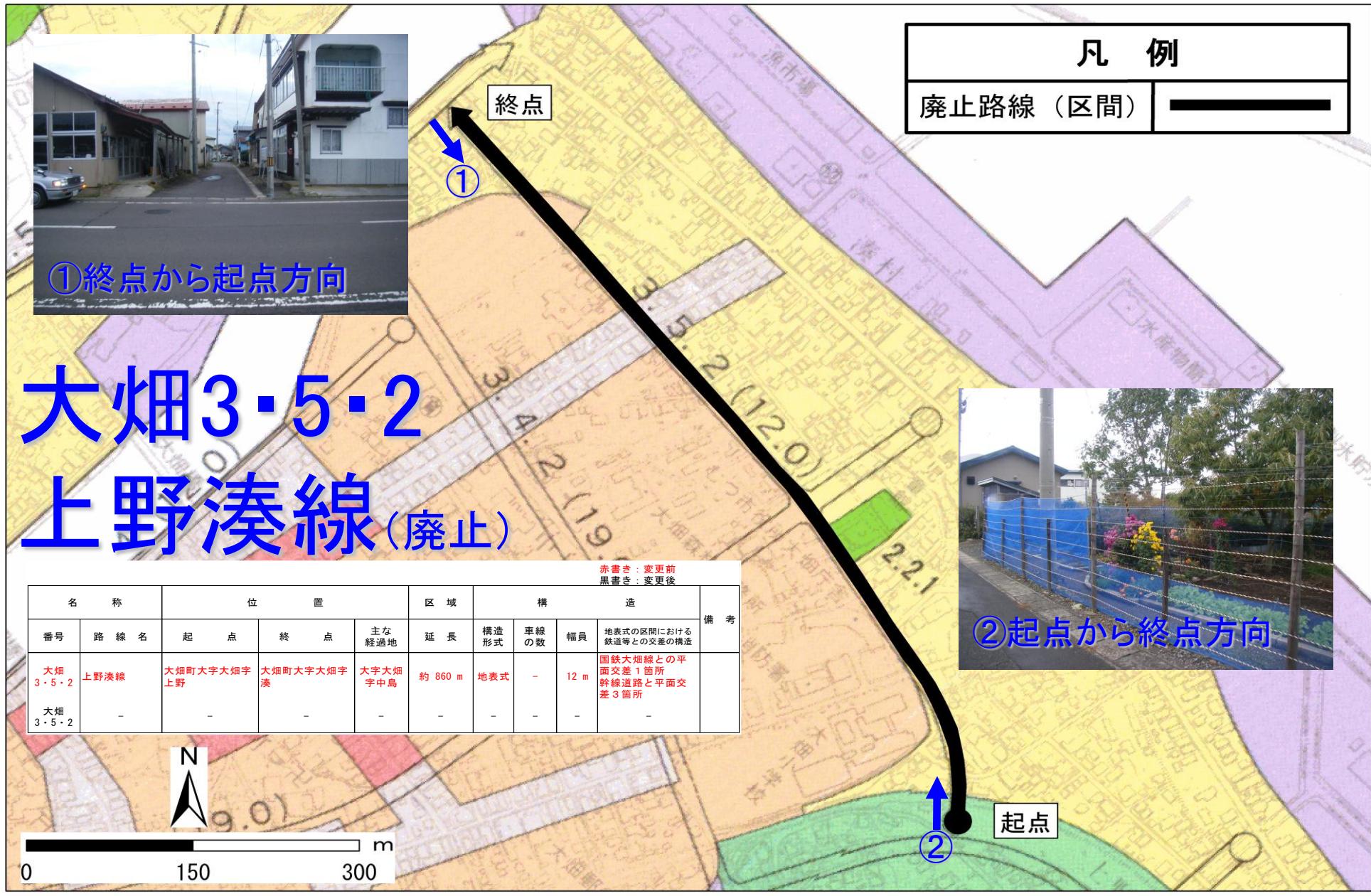
凡 例	
廃止路線（区間）	■



赤書き：変更前  
黒書き：変更後

名 称		位 置			区 域	構 造				
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
大畠 3・5・1	平鳥谷場線	大畠町大字正津川 字平	大畠町大字正津川 字鳥谷場	大字正津 川 字戦敷	約 2.200 m	地表式	-	12 m	国鉄大畠線との平 面交差 1箇所 幹線道路と平面交 差 2箇所	
大畠 3・5・1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	





# 大畠3・5・3

## 東町松ノ木線(廃止)

終点

①



①終点から起点方向



②屈曲部から起点方向



0 50 100 m



③屈曲部から終点方向



④起点から終点方向

廃止路線(区間)

凡例



起点

④

③

名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間ににおける 鉄道等との交差の構造	
大畠 3・5・3	東町松ノ木線	大畠町大字大畠字 東町	大畠町大字大畠字 松ノ木	-	約 1,330 m	地表式	-	12 m	幹線道路と平面交 差 3箇所	
大畠 3・5・3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

赤書き：変更前  
黒書き：変更後

# 大畠3・5・4

## 中島新町線(廃止)



# 臨港地区について

- ◆ 臨港地区は、都市計画法第9条22項により港湾を管理運営するため定める地域地区です。
- ◆ 臨港地区は、都市計画法第23条4号により、港湾管理者が申し出た案に基づいて定めるものとされています。

## 臨港地区の変更

- ◆ 港湾開発計画の変更により、都市計画道路の廃止を行ったことに伴って、臨港地区を解除して土地の有効利用を図るために原案をとりまとめました。

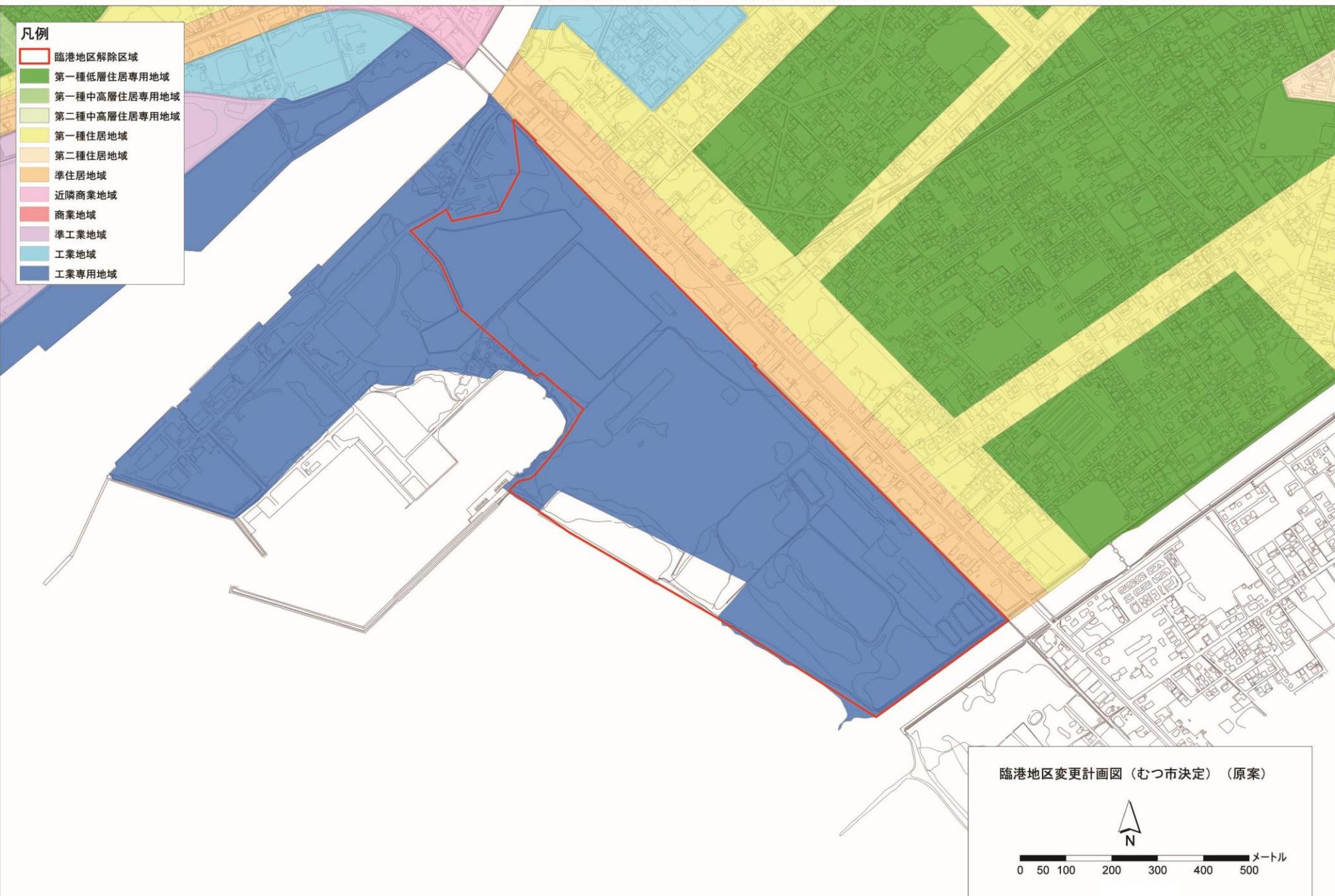
# 臨港地区変更総括図(むつ市決定)(原案)



# 臨港地区変更計画図(むつ市決定)(原案)

## 凡例

- 臨港地区解除区域
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域



# 今後の見直し作業スケジュール

11月

11/18 都計審  
原案報告会

11/24 市民向け  
原案説明会  
(市・県合同)

11/25～12/8  
市決定・県決定  
原案縦覧  
(2週間)

11/25～12/8  
公述人の募集

12月

12/21 市民向け  
原案公聴会  
(市・県合同)

1月

1/12頃 都計審  
案報告会

1/18頃 公告  
むつ市案

1/19～2/1頃  
市決定  
17条縦覧  
(2週間)

2月

2/18頃 都計審  
諮詢 答申

2/3～2/16頃  
県決定  
17条縦覧  
(2週間)

3月

3/4頃 県協議  
市決定分の  
県知事同意

3/15頃  
県都計審  
県決定に  
関する審議

3月中  
法手続き完了し  
4月に告示